

令和7年度鳥取県樋門操作省力化機器設置業務（その10）（ゼロ県）仕様書

1. 業務目的

近年多発する浸水被害に対応するため、樋門操作を適切なタイミングで迅速に行うことが必要である。

そのため、小さな労力かつ迅速に操作ができるよう既存樋門の改修を行う。

2. 業務内容

- (1) 既存の県管理の手動式樋門（位置は別紙設置位置予定箇所参照）について、可搬式の電動ドリル等による樋門の開閉を可能とする機器を設置する。
- (2) 機器設置作業内容について、樋門台帳の記録及び写真の更新を行う。
なお、樋門台帳の様式については、別紙2を参照とするが、各事務所で書式が異なるので、留意すること。
- (3) 別添の樋門標準操作要領を参考に、大雨等異常気象時の貴社内の連絡体制等を構築の上、地元自治会が行っている的場1号樋門の樋門操作に係る操作支援を行うこと。なお、詳細は別添樋門操作支援業務内容のとおりとする。また、操作支援に伴う作業は2日間（16時間）を見込んでおり、設計計上しているが、実際に業務を実施した場合、実績数量に応じて変更契約する。

3. 業務範囲

本業務範囲は、本仕様書に示す現地確認、機器購入・設置、調整及び発注者の行う完成検査に合格するまでの一切の業務とする。

4. 納入箇所

設置する各樋門（別添「対象樋門一覧表」参照）

5. 業務期間

- (1) 本業務の業務期間は、契約締結日から令和7年10月31日までとする。
- (2) 機器の設置に当たっては、気象情報等を確認し、出水による樋門の操作が必要な日を避けること。

6. 機器仕様

【本体仕様】

- (1) 形式：既存ハンドルの撤去、機器固定のための支柱の取り付け程度で、樋門本体に大きな構造変更を伴わない機器であり、充電式ドライバー等の動力による開閉操作を実施するもの。（楽昇Ⅱ同等品・類似品）
- (2) 外部SUS304研磨材使用

【動力仕様】

- (3) 充電式ドライバードリルセット（本体×1、バッテリー×2、充電器×1、ケー

ス×1、手動ハンドル×1、回転防止金具×1、肩掛けストラップ) ※本体操作が可能な出力を有すること。

- (4) 設定トルク以上での空転機能（開閉器・ドライバーの負荷低減）を有すること。
- (5) 防塵防滴仕様
- (6) 発注者が提供する操作説明、管理番号等を記載したラベルを貼り付けること。

7. 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務組織計画
- オ 打合せ計画
- カ 成果品の品質を確保するための計画
- キ 成果品の内容、部数
- ク 連絡体制（緊急時含む）
- ケ 使用する主な機器
- コ その他

8. 承諾図書

受注者は、設置する機器について、事前に発注者に承諾図書を提出し、発注者の承諾を得ること。

9. 成果品

成果品は、下表に定めるものを取りまとめの上、A4 チューブファイルで提出のこと。

品名	媒体の種別・提出部数
承諾図書	A4 版製本 1 部
完成図書	A4 版製本 1 部、電子媒体 1 部
機器規格一覧表	A4 版製本 1 部、電子媒体 1 部
取扱説明書	A4 版製本 1 部、電子媒体 1 部
協議記録簿	A4 版製本 1 部
社内検査リスト	A4 版製本 1 部
調整記録簿	A4 版製本 1 部
動力増幅装置	20基（現地設置）※2基は材料支給
動力（電動ドリルセット）	19式（樋門管理者等に引き渡し）
その他必要と認められるもの	必要部数

* 電子媒体は、CD-R 又は、DVD-R とする。

10. 資料の貸与及び返却

本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し、発注者が受注者に貸与することとする。業務完了時には、貸与資料は速やかに返却すること。

「屋敷排水樋門」「鴨部樋門」に設置する機器は過年度業務で購入した鳥取県西部総合事務所に保管している材料を支給する。現地調査により場所の変更及び追加資材、運搬が必要となる場合、協議を行うこと。

11. 守秘事項等

- (1) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

12. 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

13. 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、業務完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

14. 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

15. 契約内容の変更について

別添「対象樋門一覧表」の数量の異動、現地精査に伴う機器仕様の変更及びその他設置に伴う機器付属品の追加等については、発注者と受注者とが協議の上、必要に応じて変更契約の対象とする。

16. 疑義

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

業務数量（機器の材料費除く）

※別紙一覧表の20箇所設置予定

		数量	単位
現地調査		20	箇所
機器設置		20	箇所
操作支援	実施数量に基づき精算変更する。	16	時間

※諸経費は、共通仮設、現場管理費、一般管理費等であり、本委託での作業を完了するために必要となる経費の合計

機器材料

※現地調査により設置器具のタイプを決定するため、以下については想定数量である。実施結果にあわせ精算変更する。

設置器具	楽昇II相当品	8	基
	楽昇II 5相当品	6	基
	楽昇II 10相当品	4	基
	楽昇II 20相当品	0	基
ドライバーセット		19	組
固定金具	SUS304 40A ポールスタンションタイプH800 固定用ボルト等含む	14	個
固定金具	SUS304 40A タワータイプ 固定用ボルト等含む	6	個
接続金具	SUS304 旋盤加工 溶接	14	個

※合計8基のうち2基は材料支給を行うため材料費未計上。

設置位置予定箇所①（鳥取管内）

※令和7年度鳥取県樋門操作省力化機器設置業務（その10）（ゼロ県）において20基設置予定

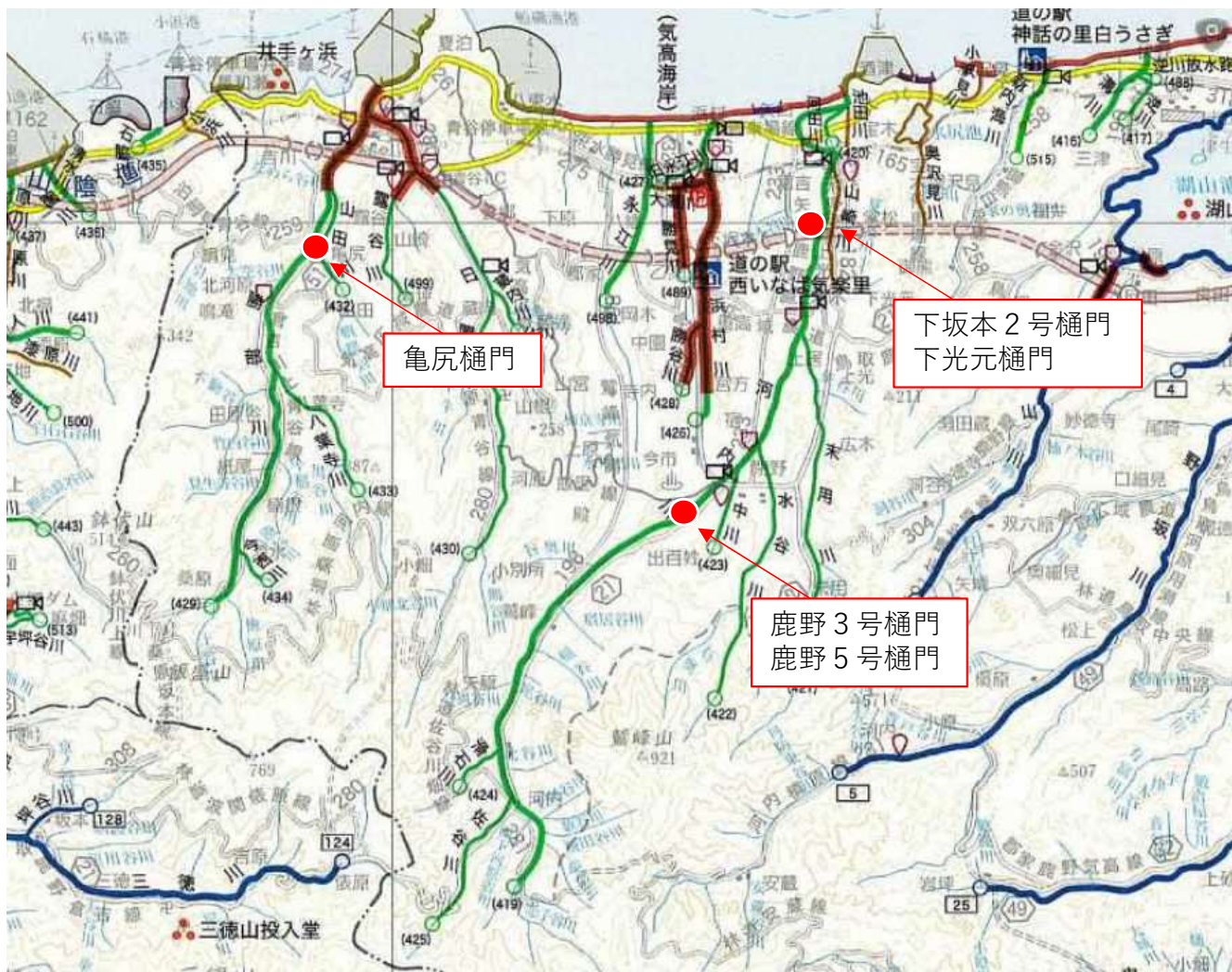
下記箇所のうち、設置困難な箇所が出た場合は、他の樋門への設置を協議により決定する。



設置位置予定箇所②（鳥取管内）

※令和7年度鳥取県樋門操作省力化機器設置業務（その10）（ゼロ県）において20基設置予定

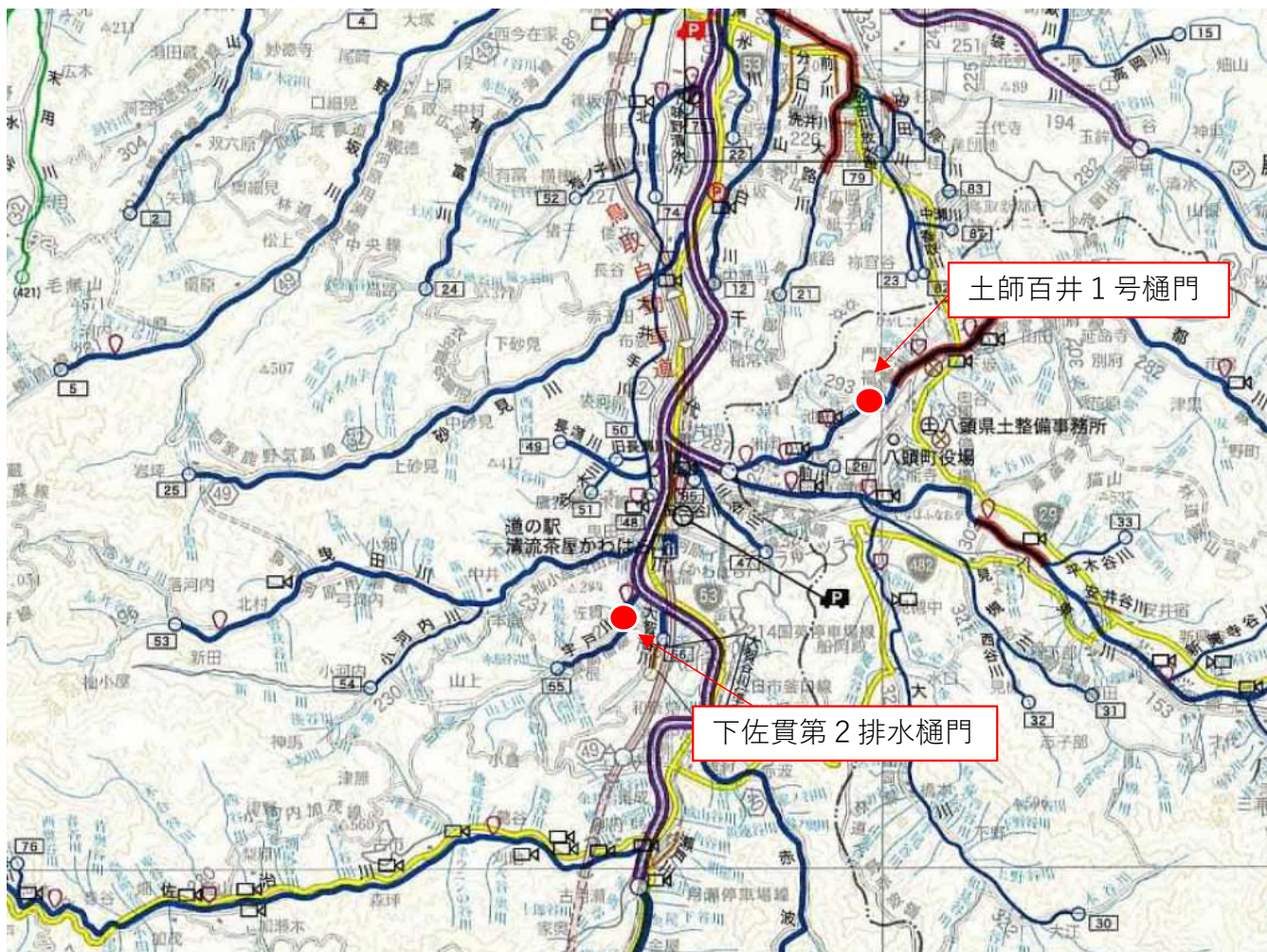
下記箇所のうち、設置困難な箇所が出た場合は、他の樋門への設置を協議により決定する。



設置位置予定箇所② (鳥取、八頭管内)

※令和7年度鳥取県樋門操作省力化機器設置業務 (その10) (ゼロ県) において20基設置予定

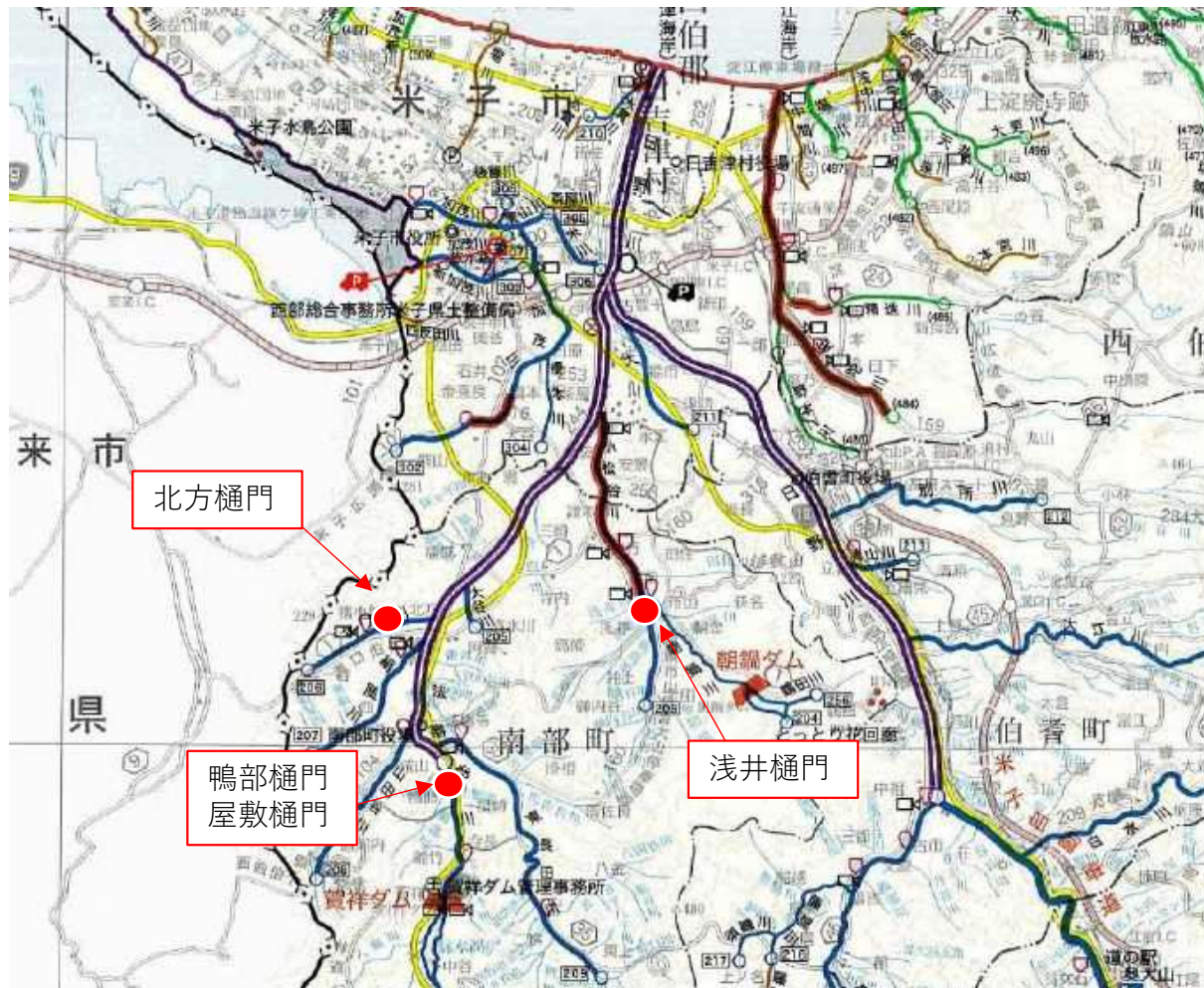
下記箇所のうち、設置困難な箇所が出た場合は、他の樋門への設置を協議により決定する。



設置位置予定箇所④ (西部管内)

※令和7年度鳥取県樋門操作省力化機器設置業務(その10)(ゼロ県)において20基設置予定

下記箇所のうち、設置困難な箇所が出た場合は、他の樋門への設置を協議により決定する。




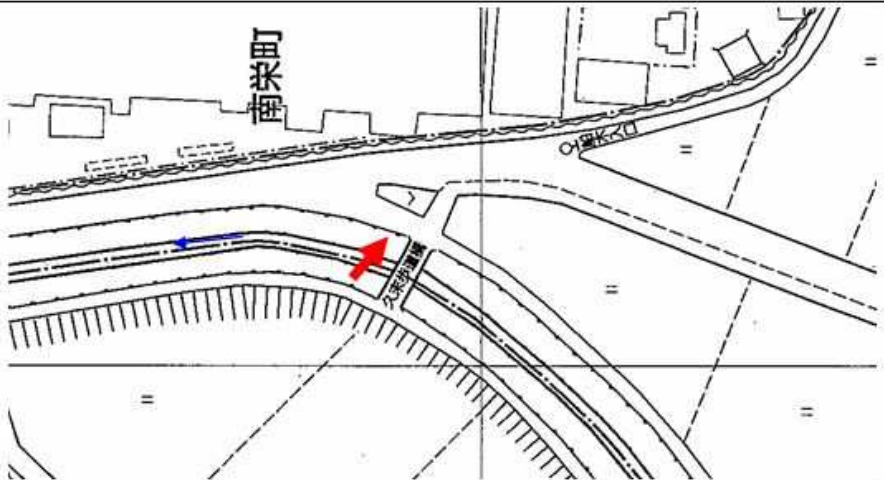
(別紙2) 樋門台帳

- ※各事務所により書式が異なるため、参考資料を添付しています。
- ※事務所ごとの書式に合わせ、写真、維持管理記録を更新してください。

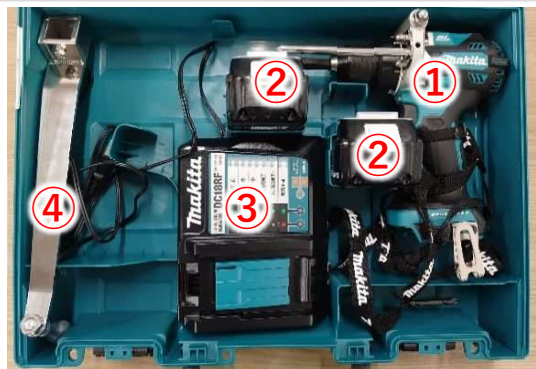
用 排 水 樋 門 台 帳

整理番号 46

鳥取県 東部総合事務所 県土整備局

河川名	1級河川千代川水系 大路川			
設置場所	鳥取市久末 歩道橋下流(右岸)			
樋門名	久末樋門	連結数	1	
種別	鋼製ラック式スライドゲート	量水標	○	
堰板高・巾	H 1.2m W 1.6m			
操作種類	手動(自重降下装置付) 半自動化「楽昇Ⅱ-5」設置			
設置年月日	2023年 2月			
メンテナンス 施工	豊国工業(株)			
製造年月日				
製造番号	930756	工事番号	37D-0509	
型式	CPS-100			
備考	操作治具(専用鍵)			
管理委託先	鳥取市 米里分団分団長			
維持 管理	年月日			
				

収納配置



【セット内容】

- ①電動ドリル本体 × 1
- ②バッテリー × 2
- ③充電器 × 1
- ④手動操作用ハンドル × 1

説明動画



河川課ホームページに掲載しています。

※本セットは、樋門操作専用です。
目的以外の使用は行わないようにしてください。

【お問合せ先】

米子県土整備局 維持管理課

0859-31-9779

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
水防担当

0857-26-7386

注意！

操作時は、軍手は巻き込まれる恐れがあるため着用しないでください。

充電器は雨などに濡れないように注意してください。

60×95mmのラミネート

事務所名修正して使ってください。

鳥取 鳥取県土整備事務所 維持管理課 0857-20-3604

八頭 八頭県土整備事務所 維持管理課 0858-72-3862

中部 中部県土整備局 維持管理課 0858-23-3216

米子 米子県土整備局 維持管理課 0859-31-9779

樋門操作支援 業務内容

- ①別添の樋門標準操作要領を参考に、大雨等異常気象時の貴社内の連絡体制等を構築の上、地元自治会が行っている的場1号樋門の樋門操作に係る操作支援を行うこと。

※貴社への河川管理者等からの連絡体制は、契約後、別途関係機関との打合せにて決定

- ②作業実施後、実績時間を報告すること。

※報告時は下表の積算方法を参考にすること。

項目	積算方法
(1) 点検	1箇所1門(1人・1回当たり): $R \times 2$ 時間
(2) 操作	1箇所1門(1人・1操作当たり): $R \times$ 操作時間 ※操作時間が22時～翌5時の間は上記に1.25を乗じる
(3) 待機	1箇所1門(1人・1待機当たり): $R \times 1 / 3 \times$ 待機時間 ※待機から48時間経過後は、 $R \times 1 / 6 \times$ 待機時間により算出する
(4) 編成人員	支援に必要な人員とする(1名を想定)
備考	Rは「土木工事実施設計単価」の普通作業員の1時間単価

樋門標準操作要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 委託に係る樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、支川への異状高水の流入を防止するとともに、流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第2章 樋門操作の方法等

(樋門の操作の方法)

第3条 樋門は、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

2 操作員は、鳥取県が支給する安全装備品（ヘルメット、救命胴衣及び安全带）を着用し、安全確保に努め樋門の操作を行うものとする。

3 操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、鳥取県土整備事務所長（以下「事務所長」という。）に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(操作に関する記録)

第4条 操作員は、樋門を操作（点検を含む。）したときは、次の各号に掲げる事項を別紙記録書（様式）により記録し、速やかに鳥取県土整備事務所長に報告しなければならない。

- (1) 操作の開始及び終了年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 開閉時における水位（異常気象時に事務所長から報告を求められた場合に限る。）
- (4) 操作理由（逆流防止、内水排除、点検、その他）
- (5) その他参考事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第5条 受託者は、次の各号の一に該当するときは直ちに洪水警戒体制を取るものとする。

- (1) 洪水警報が発令されたとき
- (2) その他被害が生ずるおそれがあるとき

(洪水警戒体制における措置)

第6条 受託者は洪水警戒体制を取った場合は、次の各号に掲げる措置を取るものとする。

- (1) 操作員の配置
- (2) 樋門の操作のための点検
- (3) その他樋門の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第7条 受託者は、洪水等による被害のおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(通報)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに事務所に連絡しなければならない。

- (1) 樋門周辺の堤防等にのりくずれ、亀裂等を生じ危険となったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) その他必要な場合

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第9条 樋門を操作するために必要な機械・器具等については、6月から10月までの出水期においては毎月1回点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとし、点検の結果、整備の必要があるときは、速やかに事務所に連絡するものとする。

- 2 操作員は、前項の規定により点検及び整備を行ったときは、これを記録しておくものとする。
- 3 受託者は、前項の規定により記録した点検報告書を当該記録した月の翌月の15日までに事務所長に提出するものとする。

附 則

この操作要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この操作要領は、平成26年6月9日から適用する。

附 則

この操作要領は、平成30年4月1日から適用する。

樋門標準操作要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 委託に係る樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、支川への異状高水の流入を防止するとともに、流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第2章 樋門操作の方法等

(樋門の操作の方法)

第3条 樋門は、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

2 操作員は、鳥取県が支給する安全装備品（ヘルメット、救命胴衣及び安全带）を着用し、安全確保に努め樋門の操作を行うものとする。

3 操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、鳥取県土整備事務所長（以下「事務所長」という。）に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(操作に関する記録)

第4条 操作員は、樋門を操作（点検を含む。）したときは、次の各号に掲げる事項を別紙記録書（様式）により記録し、速やかに鳥取県土整備事務所長に報告しなければならない。

- (1) 操作の開始及び終了年月日並びに時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 開閉時における水位（異常気象時に事務所長から報告を求められた場合に限る。）
- (4) 操作理由（逆流防止、内水排除、点検、その他）
- (5) その他参考事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第5条 受託者は、次の各号の一に該当するときは直ちに洪水警戒体制を取るものとする。

- (1) 洪水警報が発令されたとき
- (2) その他被害が生ずるおそれがあるとき

(洪水警戒体制における措置)

第6条 受託者は洪水警戒体制を取った場合は、次の各号に掲げる措置を取るものとする。

- (1) 操作員の配置
- (2) 樋門の操作のための点検
- (3) その他樋門の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第7条 受託者は、洪水等による被害のおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(通報)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに事務所に連絡しなければならない。

- (1) 樋門周辺の堤防等にのりくずれ、亀裂等を生じ危険となったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) その他必要な場合

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第9条 樋門を操作するために必要な機械・器具等については、6月から10月までの出水期においては毎月1回点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとし、点検の結果、整備の必要があるときは、速やかに事務所に連絡するものとする。

2 操作員は、前項の規定により点検及び整備を行ったときは、これを記録しておくものとする。

3 受託者は、前項の規定により記録した点検報告書を当該記録した月の翌月の15日までに事務所長に提出するものとする。

附 則

この操作要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この操作要領は、平成26年6月9日から適用する。

附 則

この操作要領は、平成30年4月1日から適用する。

記 録 書

河川名	橋門名	橋門の位置	操作開始年月日 及び日時 (橋門を閉めた日時)	操作終了年月日 及び日時 (橋門を開けた日時)	操作に要した時間 時間	再開前における 水位	操作理由				気象状況		その他 参考事項	
							洪水時の 緊急停止	洪水時の 内米非難	点検	その他	台風	雨崩露雨		
			年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間									

※橋門以外の目的 (かんがい等) の操作は委託の対象外であるので注意すること。

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

住所
市町村名

印

(記帳要録)
操作理由山及び緊急状態については、該当するものに○をする。ただし、台風の場合は、○台風と記載すること。

